

特許協力条約

06.06.2017

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)

**CORRECTED VERSION**

代理人  
高島 一 様

あて名  
〒541-0044  
日本国大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号  
明治安田生命大阪御堂筋ビル

PCT  
国際調査機関の見解書  
(法施行規則第40条の2)  
[PCT規則43の2.1]

発送日  
(日.月.年) 25.04.2017

出願人又は代理人  
の書類記号 092554

今後の手続については、下記2を参照すること。

国際出願番号 PCT/J P 2017/002428	国際出願日 (日.月.年) 25.01.2017	優先日 (日.月.年) 01.02.2016
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08L63/00(2006.01)i, C08K3/00(2006.01)i, C08K3/26(2006.01)i, C08K3/34(2006.01)i, C08L101/00(2006.01)i, H01L51/50(2006.01)i, H05B33/04(2006.01)i, H01L31/048(2014.01)n

出願人 (氏名又は名称)  
味の素株式会社

REC'D 09 JUN 2017  
WIPO PCT

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日  
17.04.2017

名称及びあて先  
日本国特許庁 (ISA/J P)  
郵便番号100-8915  
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)  
岸 智之  
電話番号 03-3581-1101 内線 3457

4 J 4427

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文  
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4, 9-12	有 無
	請求項	1-3, 5-8	
進歩性 (IS)	請求項	4	有 無
	請求項	1-3, 5-12	
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有 無
	請求項		

2. 文献及び説明

文献1: JP 2009-29919 A (住友ベークライト株式会社) 2009.02.12,

[特許請求の範囲] (ファミリーなし)

文献2: WO 2008/044579 A1 (住友ベークライト株式会社) 2008.04.17, 請求の範囲 & US 2008/0085969 A1, claims & CN 101522793 A

文献3: JP 2011-84667 A (味の素株式会社) 2011.04.28, (ファミリーなし)

請求項1-3, 5-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、エポキシ樹脂と、硬化剤と、0.01~5重量%の半焼成ハイドロタルサイト、タルク等の無機充填材を含む半導体封止用エポキシ樹脂組成物について開示されている。ここで、文献1には、吸湿前後の所定温度における樹脂組成物の熱重量減少率の関係は記載されていないが、文献1に記載された発明は、本願明細書にて好適とされる量の半焼成ハイドロタルサイトを含有するものであるから、本願請求項1に記載の特性を満たすものと認められる。

請求項9-12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、有機EL素子に用いること及び樹脂組成物をシート状にして用いることは明記されていないが、文献1に開示された発明を、半導体をはじめとする有機EL等の各種デバイスに用いること、成形する形状を選択することは、当業者が適宜なし得ることである。

請求項1-3, 5-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より新規性及び進歩性を有しない。

文献2には、エポキシ樹脂と、硬化剤と、0.01~3重量%の半焼成ハイドロタルサイト、タルク等の無機充填材を含む半導体封止用エポキシ樹脂組成物について開示されている。ここで、文献2には、吸湿前後の所定温度における樹脂組成物の熱重量減少率の関係は記載されていないが、文献2に記載された発明は、本願明細書にて好適とされる量の半焼成ハイドロタルサイトを含有するものであるから、本願請求項1に記載の特性を満たすものと認められる。  
(以下、補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 9-12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より進歩性を有しない。  
文献 2 には、有機 EL 素子に用いること及び樹脂組成物をシート状にして用いることは明記されていないが、文献 2 に開示された発明を、半導体をはじめとする有機 EL 等の各種デバイスに用いること、成形する形状を選択することは、当業者が適宜なし得ることである。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 に対して新規性及び進歩性を有する。

文献 1-3 には、半焼性ハイドロタルサイト及び特にタルクの含有量を特定した封止用熱硬化性樹脂組成物が記載されておらず、一方、本願発明はそれにより、良好な封止性能を得られるという有利な効果を発揮する。